

	株式会社	有限会社	閉鎖性株式会社	支店	駐在事務所	有限組合
代替的最小課税制度 (AMT)	あり AMTの詳細についてはGT資料を参照してください	あり AMTの詳細についてはGT資料を参照してください	あり AMTの詳細についてはGT資料を参照してください	N/A	N/A	N/A
その他のコメント						
適用対象	主に中大企業及び上場企業	主に中小企業	主に中小企業	固定的な事業を行う場合に適している形態	親会社に代わり台湾で促進および連絡窓口業務のみを行う場合に適している形態	主に非公開株を設立する場合
メリット	他社との合併や海外事業の再構築時に融通がきく	自然人1名または法人株主1名のみでよい	持分売却により台湾事業から撤退できる	配当時に源泉徴収されない	付加価値税や法人税を申告する必要がない	確定した契約期間を設定し、期間終了次第撤退できる。
	株式売却時の課税が低い	監査役の選任は不要	自然人1名または法人株主1名のみでよい	未処分利益課税がない		資金を何回に分けて出すことができる
	株式を売却することで台湾事業から撤退できる	台湾の株式と不動産市場に投資することは可能	監査役の選任は不要			現金以外の資産として比率的に運用ができる
			台湾の株式と不動産市場に投資することは可能			普通組合員では資産を問わないため、投資者は有限組合員として資金を提供することができる。
デメリット	配当時に源泉税が徴収される	配当時に源泉税が徴収される	配当時に源泉税が徴収される	撤退する際の手続きが煩雑	営業活動ができない	普通組合員は無限責任を負う
	未処分利益課税がある	未処分利益課税がある	未処分利益課税がある	事業戦略上の合併という選択肢はなくなる		個人所得税比率が高いため、良い選択ではないと想定される
	親会社は台湾に管理費用を請求することができない。	持分売却時には所得税が適用される				組合員は協定書によって活動しているため、トラブル解決は政府がほぼ介入しないこと
		親会社は台湾に管理費用を請求することができない。				税務損失は保留できないこと。台湾では税収入が会社のみでシェアできる。有限組合は会社として認められない
企業設立						
おおよそ必要とされる対応期間(お客様より必要書類を受領後)	約2か月	約2か月	約2か月	約2か月	2-4週間	約2-3か月
グラント・ソントンによるその他サービス						
オフィス住所のリース(登録目的のみ)	可	可	可	可	一時的にオフィスの住所をGT台湾で登録することができます ご要望に応じてレンタル料金案をご提供します	可
配帳、給与および現金支払サービス	要請に応じて別料金案をご提供します					
労働許可申請	要請に応じて別料金案をご提供いたします。				N/A	N/A
移転価格	お見積りや更なる情報については、当社のJapan Deskにご連絡ください。				N/A	N/A